

# 住民税が公的年金から特別徴収(年金天引き)されます

平成21年10月以降に支払われる老齢基礎年金等の公的年金からの特別徴収制度(年金天引き)が導入されます。現在、納付書または口座振替で納めている住民税が、公的年金から特別徴収(年金天引き)されます。

## ○対象となる公的年金

老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金等(障害年金や遺族年金は対象外)。なお、複数の公的年金を受給されている人の場合、優先順位が決められており、受給額の多少にかかわらず高順位の公的年金から特別徴収されます。

## ○対象となる人

前年中に対象となる公的年金の支払を受けている65歳以上の人を対象となり、次に該当する人。

- (1) 対象となる公的年金の給付額が年額18万円以上である場合
- (2) 当該年度の特別徴収税額が対象となる公的年金給付額の年額を超えない人
- (3) 介護保険料が特別徴収(年金天引き)されている人

## ○年金天引の対象となる税額

住民税額のうち、年金収入に対して課税される税額のみが年金天引の対象となります。

特別徴収を開始する年度の徴収(平成21年度)

普通徴収(納付書および口座振替)		特別徴収(年金天引き)		
6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	2月
年税額の1/4ずつ		年税額から普通徴収した合計額を控除した額の1/3ずつ		

※年度上半期において、年税額の1/4ずつを6月・8月に普通徴収(納付書および口座振替)により徴収  
 ※年度下半期において、年税額から普通徴収した合計額を控除した額の1/3ずつを、10月・12月・2月の老齢基礎年金等の支払日に特別徴収(年金天引き)により徴収

▶ 問い合わせ 税務課 ☎73-3006

## 60歳以上65歳未満の皆さん! 国民年金を増やしませんか?

### 60歳から増やせる任意加入

- 老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまで40年間保険料を納付しなければ、満額の年金を受け取ることができません。
- 国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。ただし、厚生年金保険(サラリーマン等)、共済組合(公務員等)の被保険者(第2号被保険者)の人は、任意加入することはできません。  
 ※老齢基礎年金を繰り上げ請求した場合は、任意加入はできません。
- なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が25年以上必要ですが、この要件を満たしていない場合は70歳になるまで任意加入ができます。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限られます)
- 国民年金への任意加入は、ご本人が住民登録している市役所の国民年金担当窓口へ、年金手帳・印鑑を添えて加入手続きをしてください。

### 任意加入被保険者の保険料納付は口座振替が原則となりました

- 任意加入被保険者が本人の年金受給権等を確保するためには、現金納付に比べて確実な納付方法である口座振替を納付方法の原則とすることにより、任意加入制度の目的である年金受給権等の確保を図ります。
- 任意加入被保険者の資格取得の申し出を行う人に、口座振替納付を希望する旨の申出書または口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出書の提出の有無を確認させていただきます。ただし、平成20年4月1日より前に任意加入被保険者の資格を有している人は対象外です。

▶ 問い合わせ 市民課 ☎73-3005  
 善通寺社会保険事務所国民年金課 ☎0877-62-1660

# 犬、猫を飼っている皆さんへ

## 飼い主のマナー

### ①犬の放し飼いはしない

犬の放し飼いは条例で禁止されています。犬を放し飼いにすると、他人に迷惑をかけたり、危害を加えるおそれがあるので、犬は必ずつないで飼うか、柵の中で飼いましょう。

### ②フンの後始末をする

犬のフンの放置は条例で禁止されています。道路、公園、他人の土地などに犬のフンが放置され、「飼い主のマナーが悪い」などの苦情が多く寄せられています。散歩中の犬のフンは必ず持ち帰り、きれいなまちづくりを心がけましょう。

また、飼い猫のフンについても周囲の迷惑にならないよう十分に注意しましょう。

### ③犬を捨てない

犬を捨てることは法律で禁止されています。捨てられた犬は野犬化して、人や財産に危害を及ぼすこととなります。

やむを得ず飼えなくなったときは、新しい飼い主を探るか、西讃保健福祉事務所衛生課(電話25・

43883)へご相談ください。

また、飼い主のいない不幸な子犬を増やさないために、動物病院で不妊去勢手術を受けるのも一つの予防方法です。登録および狂犬病予防注射済の犬が不妊去勢手術を受けた場合、市から補助金が出ます。(平成22年3月末まで)詳しくは環境衛生課までお問い合わせください。

### ④野犬などにえさを与えない

飼い主のいない犬や猫にえさを与えないようにしましょう。集団化したり繁殖したりして、周辺的生活環境の悪化をまねくこととなります。

## 犬の登録と 狂犬病予防注射

狂犬病の発生および感染拡大を防ぐため、狂犬病予防法により犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が犬の飼い主に義務づけられています。

### ①犬の登録

犬の登録は、環境衛生課、各支所市民サービス課、または香川県獣医師会指定の動物病院ですることができます。

◇登録手数料 3,000円

### ②狂犬病予防注射

毎年1回の予防注射を忘れずに行ってください。

◇予防注射手数料 2,300円

### ③予防注射済票

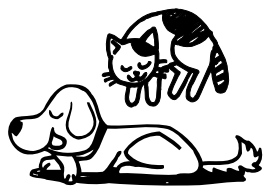
香川県獣医師会指定の動物病院以外で注射を受けたときは、注射時に発行される「狂犬病予防注射済証」を持って、環境衛生課または各支所市民サービス課で「狂犬病予防注射済票」の交付手続きを行ってください。

### ④各種届出

犬が死亡したとき、飼い主の住所・氏名などが変更になったときは、必ず環境衛生課または各支所市民サービス課まで届け出をしてください。

◇済票交付手数料 550円

犬を連れて市外へ引越す場合は、転出先の市区町村へ届け出をしてください。



▼問い合わせ  
 環境衛生課 ☎73・3007

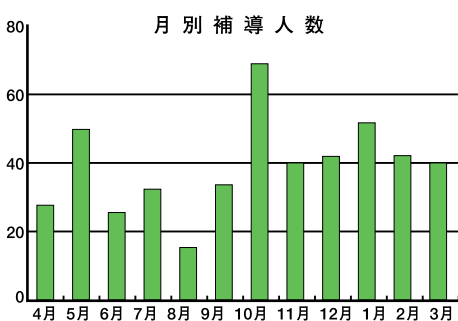
## 少年育成センター

一般用 ☎62-1115  
 少年相談 ☎62-1116

この一年の補導は、255件、471人でした。

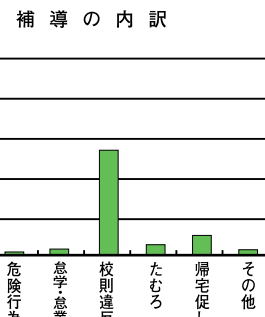
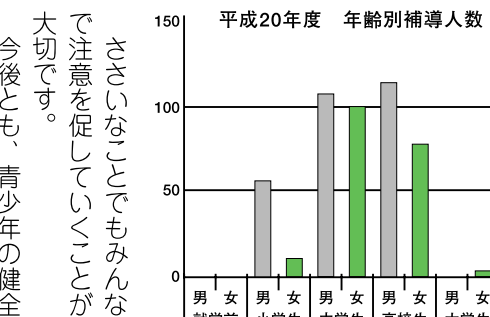
### ○月別の補導人数

学期が始まって一カ月が経ち、慣れた頃に多く発生しています。



### ○年齢別補導人数

中学生、高校生が多く、男女別では比較的男子が多い状態です。



### ○補導の内訳

道路交通法違反(二人乗り、二列並進等)、校則違反(ノーヘル等)が多く発生しています。

### 少年相談コーナー

心子救 ☎62-1115

